

令和7年9月9日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
健康危機管理課

感染症法に基づく医療措置協定の更なる促進について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進については、平素から格別の御理解・御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、広島県感染症予防計画に定める目標の達成に向けて、「感染症法に基づく医療措置協定（流行初期以降の発熱外来等）の更なる促進について」（令和7年2月25日付け広島県健康福祉局長通知）等により、次なる感染症有事における地区ごとの外来医療の確保について通知したところです。

今般、医療措置協定の締結（第二種協定指定医療機関への指定）を行っていない場合、新型インフルエンザ等感染症等の患者の外来対応に係る費用が公費負担の対象とならない可能性があること等踏まえて、別紙のとおり未締結診療所宛て通知しましたので、情報提供します。

担当 感染症管理グループ  
電話 082-513-3068 (ダイヤル)  
(担当者 金本)



令和7年9月9日

(診療所名) 院長 様

広島県健康福祉局長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)  
健康危機管理課

感染症の外来対応における医療措置協定の締結について (依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、令和6年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症等発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化されたところです。

しかしながら、貴機関が所在する(該当医療圏域名)医療圏域においては、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて策定した広島県感染症予防計画(第5版)に掲げる目標値(外来診療医療機関数:令和4年12月頃の第8波(外来診療のひっ迫による本県独自の医療非常事態警報を発令)に対応した医療機関数)に到達しておらず、次なる感染症有事において既存の協定締結機関(発熱外来等)への負荷が集中することが懸念されます。

また、新型インフルエンザ等感染症等の患者の外来対応を行った場合、医療措置協定を締結(第二種協定指定医療機関へ指定)した機関が行った医療に限り公費負担医療となるため、協定を締結しない場合、公費負担の対象とならず、患者への不利益を生じさせる可能性があります。

ついては、感染症危機発生時の医療提供体制の構築を促進するため、貴機関との医療措置協定の締結を協議しますので、合意の有無に関わらず必要事項について、御回答をお願いします。

また、協定締結について事前に個別説明等を希望される場合は、別途日程調整しますので、以下の宛先までご連絡をお願いします。

なお、本協議は新型コロナウイルス感染症の外来対応実績等を踏まえて「自院のかかりつけ患者のみに対応する」内容での協定締結について、改めて個別に実施するものですので、これまでの協議に御回答いただいた場合でも、必ず御回答をお願いします。

1 通知の趣旨

これまでに医療措置協定の締結状況、新型コロナウイルス感染症における対応実績等を踏まえて、貴機関と外来対応に係る協定の締結について協議する。

2 依頼内容

次の内容の医療措置協定の締結

- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る外来対応の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 外来受診対応可能(人数未定) ※ かかりつけ患者に限る

3 回答方法

- ・協定締結に異存がない場合は、別紙1「回答様式(外来)」を記入のうえ、FAXまたはメール等により回答をお願いします。メール等による回答が困難な場合は、代理で入力することも可能ですので、「診療所名・住所」「担当者・電話番号」「管理者(院長)氏名」「保険医療機関番号」、に

ついて、電話で回答をお願いします。

- ・締結締結を行うことが困難な場合は、別紙2「締結が困難な理由」へ記入のうえ、文書により回答をお願いします。個別に再協議させていただく場合がありますので、連絡先及び担当者についても御回答をお願いします。

(回答先)

広島県健康福祉局健康危機管理課感染症管理グループ

メール：[covid-19-center@pref.hiroshima.jp](mailto:covid-19-center@pref.hiroshima.jp)

F A X：082-254-7114

電 話：082-513-3068 (ダイヤル)

4 回答期限

令和7年9月30日(火)

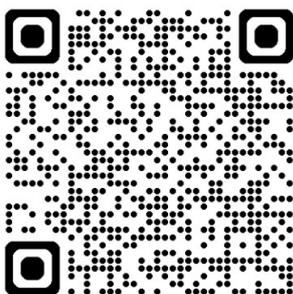
5 締結状況(外来対応機関数)

二次医療圏名(市町)	必要機関数 (感染症予防計画)	協定締結機関等数 (R7.4.1時点)	不足機関数
広島圏域 (広島市、安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、安芸太田 町、北広島町)	764 機関	672 機関	▲92 機関
広島西圏域 (大竹市、廿日市市)	74 機関	71 機関	▲3 機関
呉圏域 (呉市、江田島市)	134 機関	125 機関	▲9 機関
広島中央圏域 (東広島市、竹原市、大崎上島町)	104 機関	85 機関	▲19 機関
尾三圏域 (三原市、尾道市、世羅町)	121 機関	106 機関	▲15 機関
福山・府中圏域 (福山市、府中市、神石高原町)	242 機関	213 機関	▲29 機関
備北圏域 (三次市、庄原市)	60 機関	52 機関	▲8 機関
合計	1,499 機関	1,324 機関	▲175 機関

6 参考資料

- ・医療措置協定等の締結状況等
- ・その他、よくある御質問や協定書のひな形等は、広島県ホームページへ掲載しています。

検索



担 当 感染症管理グループ

電 話 082-513-3068 (ダイヤル)

F A X 082-250-2041

メール [covid-19-center@pref.hiroshima.jp](mailto:covid-19-center@pref.hiroshima.jp)

(担当者 児玉、金本)

(参考資料)

# 医療措置協定の締結状況等について (～外来対応医療機関を中心に～)



令和7年9月  
広島県健康福祉局健康危機管理課  
感染症・疾病管理センター

## 資料概要

- 医療措置協定締結の概要
- 締結状況(R7.4月時点)
- 参考資料

# 医療措置協定締結の概要～背景～

区分	保健医療計画	感染症予防計画
根拠法	医療法	感染症法
内容 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療圏と基準病床数</li> <li>・5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）の医療体制</li> <li>・5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の医療体制</li> <li>・地域医療構想 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生、まん延を防止するための措置 (予防接種の促進、検体採取、疫学調査など)</li> <li>・医療提供体制 (感染症指定医療機関への入院など)</li> <li>・人材育成 など</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症の発生により、病床確保の困難さ、医療人材の確保など、地域医療の様々な課題が発生。  
新興感染症の感染拡大時に機動的に対策が講じられるよう、平時から準備を行うことが必要だと認識

## 医療法の改正

従来の5事業に、「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加。保健医療計画にも新興感染症等に係る項目を追加する。

## 感染症法の改正

都道府県と関係機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時には、協定に基づいて医療を提供する仕組みが法定化。感染症予防計画にも協定に係る項目を追加する。

新興感染症が発生した時に、協定に基づいて医療を提供できる体制を構築することで、感染早期から、県民が安心して必要な医療を享受できる体制を構築する。

## 医療措置協定締結の概要～内容～

- 新興感染症（感染症法に定める、①新型インフルエンザ等感染症②指定感染症③新感染症）を想定しているが、直近で対応している新型コロナウイルス感染症を念頭に置き、協定を締結する。（※1）
- これまでの新型コロナ対応や課題を踏まえ、コロナ対応における最大値を目標に、締結する。（※2）

区分	概要
対象機関	病院、 <b>診療所</b> 、薬局、訪問看護事業所
協定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関が行う医療措置の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>病床確保</b>②<b>発熱外来</b>③自宅療養者等への医療提供（往診など）④後方支援</li> <li>⑤人材派遣のうち、1つ以上（複数選択可能）</li> </ul> </li> <li>・<b>個人防護具の備蓄</b></li> <li>・費用負担                      など</li> </ul>
予算措置	<p>医療措置に要する費用について、都道府県が各機関に補助を行う。            （新興感染症発生・まん延時に感染症の性状や感染状況等を踏まえて実施）            令和6年度予算において、個室病床の整備、簡易陰圧装置の設置、個人防護具保管庫の整備等に関する補助を実施。            ⇒令和7年度予算においても、<b>協定締結医療機関への施設・設備整備補助事業を実施中。</b></p>

- ※1 事前の想定と異なる感染症の場合、協定の見直しなど、柔軟に対応を行う。
- ※2 感染症予防計画において、新型コロナと同程度の感染症に対応できる体制を構築するために、入院・外来等の各項目について、本県における対応実績を基に数値目標を設定
  - 【流行初期（～発生公表3か月）】 ⇒新型コロナ第3波の体制
  - 【流行初期以降（～発生公表6か月）】 ⇒新型コロナ第8波の体制

# 医療措置協定締結の概要

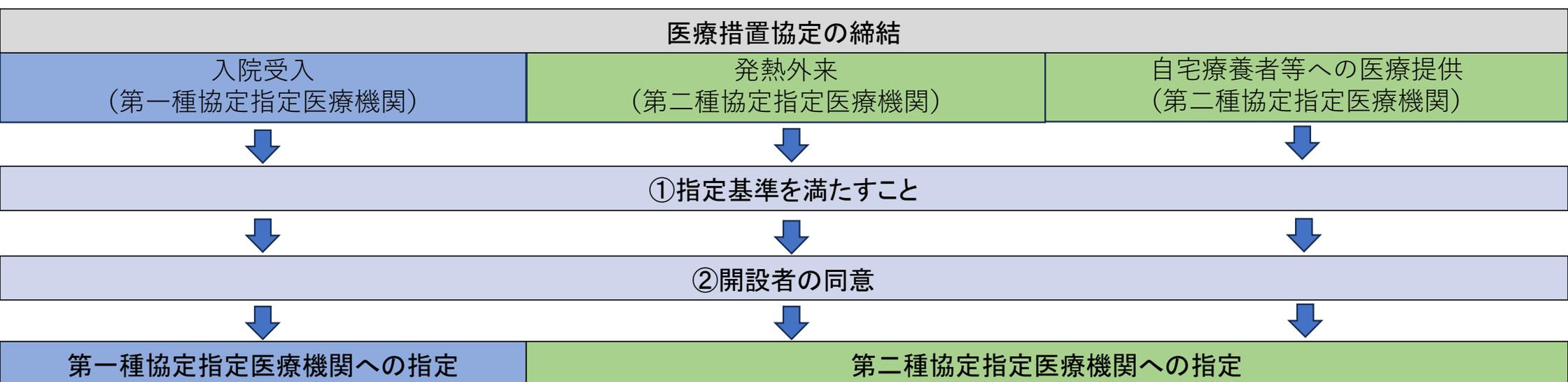
## ～ 第一種、第二種協定指定医療機関への指定～

- 協定を締結する機関のうち、「入院受入」「発熱外来」「自宅療養者等への医療提供」を行う機関を協定指定医療機関に指定します。
- 協定指定医療機関…入院受入、発熱外来、外出自粛対象者への医療を実施する医療機関について、都道府県知事が指定を行い、指定を受けた医療機関により実施される入院医療、外来医療、在宅医療は公費負担医療の対象となる制度。

※ 新型インフルエンザ等感染症等の患者の入院対応、外来の対応を行った場合、それらに係る費用について「協定指定医療機関」の指定を受けた機関に限り、公費負担医療の対象となります。

⇒入院: 第1種協定指定医療機関

⇒発熱外来・自宅療養者等への医療提供: 第2種協定指定医療機関



## 医療措置協定の概要 ～病床の確保～

- 感染症患者の入院を受け入れる医療機関を、第一種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する指定基準等は次のとおり。

区分	概要
対象	病院又は診療所
指定基準	<p>①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。</p> <p>②当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能。</p> <p>③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められる。</p>
指定基準 （流行初期医療確保措置） （流行の初期に病床の確保を行う場合のみ） その他	<p>①都道府県からの要請後、速やかな（14日以内）即応病床化</p> <p>②病床の一定数以上（総病床数の4%以上※）の確保</p> <p style="text-align: center;"> <b>※ 200床未満：4床、200～299床：8床、300～399床：12床</b>  <b>400～499床：16床、500床以上：20床</b> </p> <p>・重症者、妊婦等特別に配慮を要する患者の受入れが可能な医療機関は確保病床数によらず基準を満たすものとする</p> <p>・感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。</p>

## 医療措置協定の概要 ～発熱外来の実施～

- 発熱外来を実施する医療機関を、第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。

区分	概要
対象	病院又は診療所
指定基準	<p>①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。</p> <p>②当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能。</p> <p>③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められる。</p>
指定基準 (流行初期医療確保措置) (流行の初期に発熱外来を実施する場合のみ)	<p>①都道府県からの要請後、速やかな(7日以内)外来診療の開始</p> <p>②一定数以上(病院:10人/日以上、診療所:5人/日以上)の外来診療の実施</p> <p>・感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。</p>

## 医療措置協定の概要 ～自宅療養者等への医療提供～

➤ 自宅療養者等への医療提供を実施する各機関を、第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。

区分	概要
対象	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
想定される場面	高齢者施設への往診、電話・オンライン診療 など
指定基準 (病院・診療所)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療（オンライン診療、往診等）を提供する体制が整っていると認められる。
指定基準 (薬局)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められる。
指定基準 (訪問看護事業所)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められる。

## 医療措置協定の概要 ～後方支援・医療人材派遣～

- 後方支援、医療従事者の人材派遣を実施する医療機関と、協定を締結する。

区分	概要（後方支援）	概要（人材派遣）
対象	病床を有する診療所・病院	病院・診療所
内容	一般患者の受入れ、回復後患者の転院受入れの実施	医療従事者（医師、看護師）等の派遣実施
指定基準	なし	なし
その他		「広島県感染症医療支援チーム」または「広島県感染症協働支援チーム」として活動する。

## 医療措置協定の締結等の状況(流行初期・全県)

(1) 県内全域：流行初期 (令和7年4月1日時点)

目標項目	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所	民間検査機関	宿泊施設	合計	目標値	達成率
確保病床数	459床	12床	—	—	—	—	471床	396床	100%
発熱外来数	103機関	860機関	—	—	—	—	963機関	779機関	100%
検査件数	1,288件	8,718件	—	—	8,500件	—	18,506件	4,235件	100%
宿泊施設確保居室数	—	—	—	—	—	2,152室	2,152室	819室	100%

赤字：目標達成 青字：目標未達成

# 医療措置協定の締結等の状況(流行初期以降・全県)

(2) 県内全域：流行初期以降 (令和7年4月1日時点)

目標項目	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所	民間検査機関	宿泊施設	合計	目標値	達成率
確保病床数※1	905床	13床	—	—	—	—	918床	891床	100%
発熱外来数※2	233機関	1091機関	—	—	—	—	1,324機関	1,499機関	88%
自宅療養者等への医療提供機関数	69機関	573機関	1173機関	94機関	—	—	1,909機関	1,265機関	100%
後方支援受入機関数	151機関	45機関	—	—	—	—	196機関	122機関	100%
人材派遣可能人数	249人	11人	—	—	—	—	260人	148人	100%
個人防護具備蓄機関数※3	138機関	867機関	—	68機関	—	—	1,073機関	1,263機関 (協定締結：1,579機関)	85%
検査件数	1,830件	9,748件	—	—	9144件	—	20,722件	16,810件	100%
宿泊施設確保居室数	—	—	—	—	—	3036室	3036室	2,334室	100%

※1 新興感染症等に対応する感染症病床(30床)含む。  
 ※2 新興感染症等に対応する診療所及び病院の機関数。  
 ※3 2ヶ月以上備蓄している機関数

赤字：目標達成 青字：目標未達成

## 医療措置協定の締結等の状況(流行初期以降・圏域毎)

(3) 圏域別の状況：流行初期以降（令和7年4月1日時点）

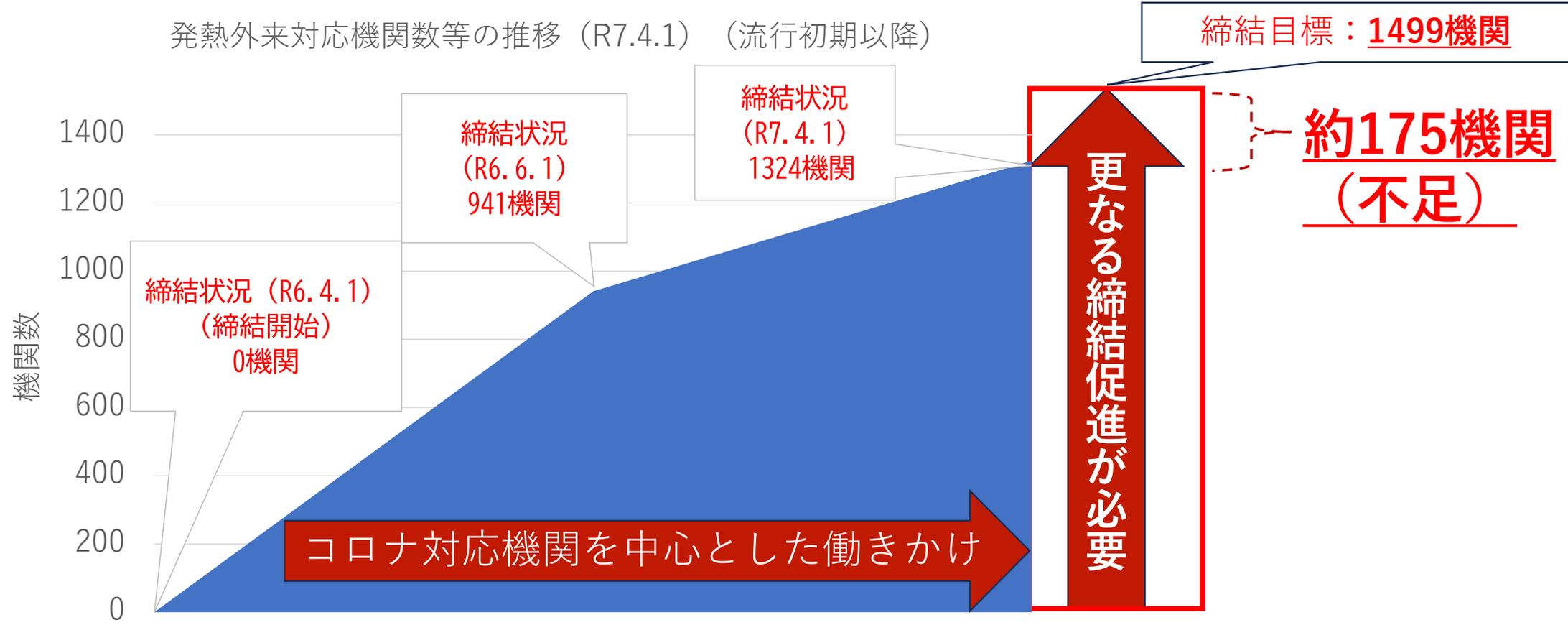
二次医療圏	発熱外来機関数			
	締結状況	目標値	達成率	必要医療機関数
広島	672機関	764機関	88%	92機関
広島西	71機関	74機関	96%	3機関
呉	125機関	134機関	93%	9機関
広島中央	85機関	104機関	82%	19機関
尾三	106機関	121機関	88%	15機関
福山・府中	213機関	242機関	88%	29機関
備北	52機関	60機関	87%	8機関
合計	1,324機関	1,499機関	88%	175機関

※新興感染症等に対応する診療所及び病院の機関数。

赤字：目標達成 青字：目標未達成

# 医療措置協定等の締結状況と目標値(流行初期以降・発熱外来)

- **流行初期以降の発熱外来**に係る締結状況の推移は次の図のとおり。
- 令和6年度当初に締結意向のあった941機関と締結
- コロナ対応機関を中心に再度働きかけを行った追加募集を含めて1324機関と締結
- コロナ第8波相当の数を確認するため、**さらに175機関の締結が必要**な状況



## (参考) 広島県のコロナ第8波(初期)の状況

- コロナ発生から約3年を経過した第8波においても医療非常事態警報を発出する等、医療のひっ迫が懸念。
- 軽症者や重症化リスクの低い者に対する外来受診の制限(自己検査キットの配付等)を実施。
- 次なる新興感染症で、同様の事態を避けるためにも、より早期にコロナ対応の体制の最大値の外来医療体制の確保が必要。

## 広島県におけるコロナ第8波の状況

### 対処方針の改正～オミクロン株に対応した新たな感染レベル分類に基づく

#### 【新レベル分類の概要】

感染レベルは、設定した指標で機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況、感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4(避けたい) 医療機能不全
保健医療の負荷の状況	・外来医療、入院医療とも負荷は小さい	・発熱外来の患者が増加、負荷が高まり始める ・救急外来も増加 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇	・重症化リスクの高い方がすぐに受診できない ・救急搬送困難事例が急増 ・入院患者の増加、医療従事者の多数の欠勤により、入院医療の負荷が高まる	・一般外来にも患者が殺到 ・外来医療全体がひっ迫し ・中等症以上の患者が著し ・入院できずに自宅や施設で亡くなる者が多数発生 ・通常医療を大きく制限
指標	「病床使用率※」: 概ね0~30%	「病床使用率」: 概ね30~50%	「病床使用率」・「重症病床使用率」: 概ね50%以上	「病床使用率」・「重症病床使用率」: 概ね80%超
社会経済活動の状況	—	業務に支障が生じる事業者が出始める	業務継続が困難になる事業者が多数発生	社会インフラの維持にも支障が生じる可能性
感染状況	感染者は低位で推移	感染者が急速に増え始める又は増加が継続	医療負荷を増大させるような感染者数	第7波を超える膨大な感染者

※病床使用率は最大確保病床(緊急フェーズⅡ(860床))をベースとして算出

医療非常事態警報(12/16~)

### 県独自の『医療非常事態警報』を発出

- 感染拡大スピードが上昇
- 年明けには緊急フェーズⅡの確保病床が満床になるおそれ

### 広島県独自の警報を発出

県民・事業者の皆様へ

- 感染拡大を防止するための感染対策の徹底
- 高齢者等重症化リスクの高い方を守る行動の実践等

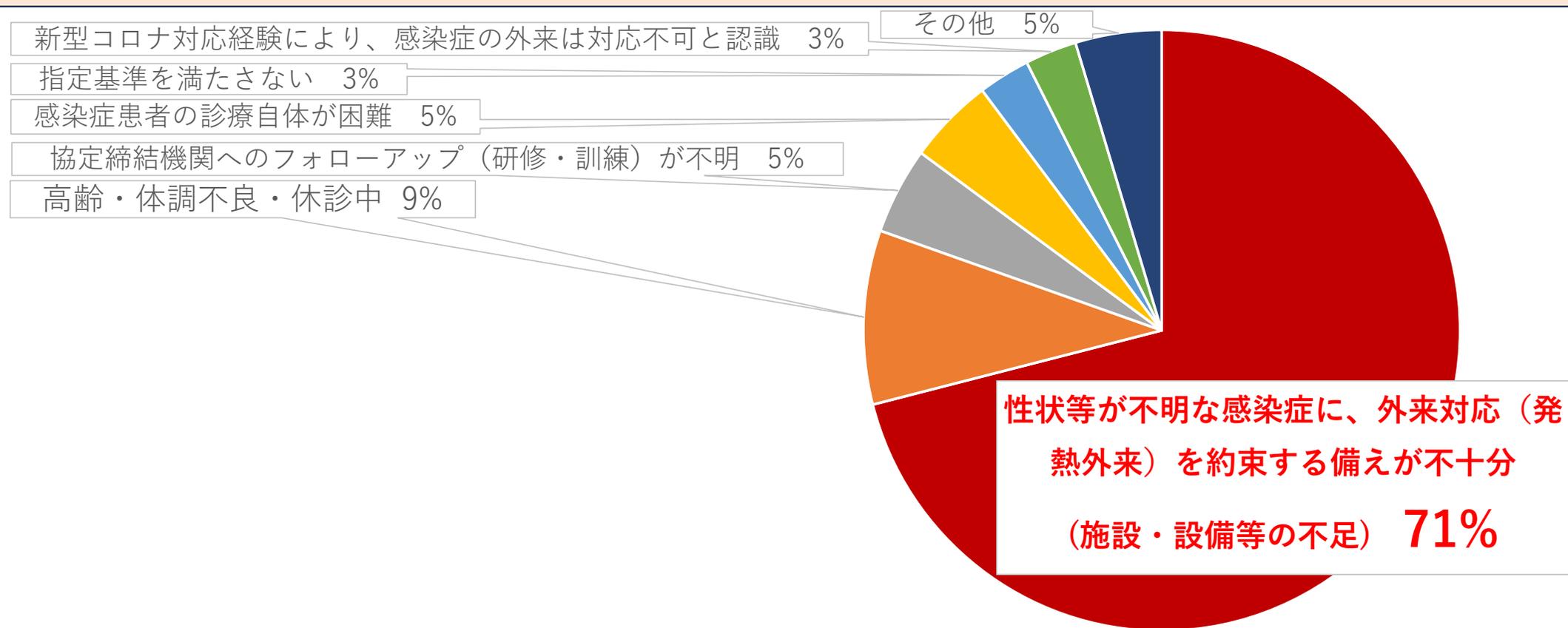
等と呼びかける

医療機関の負荷増大  
(医療非常事態警報発令)、外来受診の制限等

現在 広島県は 「レベル2」と判断 (参考:病床使用率 約42%)

## 医療措置協定の締結状況等～未締結理由の調査結果～

- コロナ外来対応医療機関(診療所)から回答のあった、医療措置協定(発熱外来)の未締結理由の割合は次のとおり。
- 性状が不明な感染症への備え、特に、施設・設備等の不足等を、理由とする回答が最も多かった。  
 ⇒**診療所の感染症への対応力を更に強化するため、施設・整備に係る補助事業を実施 (R7年度)**  
 ⇒また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)が不明な段階における対応等については、  
**「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」で、具体的に策定(R6年度)**



※ コロナ外来対応医療機関(R6.3.31時点)のうち、医療措置協定未締結機関(医師会員外含む。)へアンケート調査を実施(令和6年12月～令和7年1月)  
 ※ 回答のべ数(N=107)

～～協定締結へご協力いただき、誠にありがとうございます。～～

今後も、未締結の各医療機関様へ協定締結を働きかけていく予定です。

もし、手続きをされていない医療機関の皆様がおられましたら、

県ホームページから手続きが可能ですので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

<締結方法>

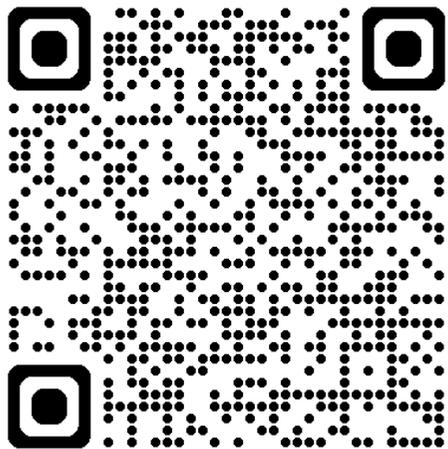
広島県ホームページの内容に沿って、回答様式(診療所)をメール等で送付してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/iryosochikyotei-byoinshinryosyo.html>

医療措置協定 広島県

検索

※QRコードからもアクセス可能です。



(お問い合わせ先)

広島県健康福祉局健康危機管理課感染症管理グループ

[covid-19-center@pref.hiroshima.jp](mailto:covid-19-center@pref.hiroshima.jp)

## (参考)医療措置協定の協議に応じる義務について

- 全ての医療機関に、予防計画・医療計画の達成のために、必要な協力をする努力義務があります。
- 全ての医療機関に、協定締結の協議に応じる義務があります。
- 協定の協議が調わない場合に、都道府県医療審議会への諮問について規定されています。

### 都道府県医療審議会(協議が整わない場合の法令上の規定)

- 都道府県知事は、医療機関の管理者と協定を締結することについて協議が調わないときは、都道府県医療審議会の意見を聴くことができる (感染症法第 36 条の 3 第 3 項)
- 協議の内容に合意することができない理由が十分でない認められるときは、医療機関の管理者その他当該協議に係る者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由について説明することを求めることができる (感染症法施行規則第 19 条の 3 第 5 項及び 6 項)。
- 都道府県医療審議会での説明を求められた者は、当該求めに応じるよう努めなければならない。(感染症法施行規則 第 19 条の 3 第 7 項)。

## (参考)医療措置協定上の措置を講じなかった場合の対応

- 県は正当な理由がなく協定上対応（発熱外来の実施等）を講じない場合の措置（勧告、指示、公表）が規定されています。
- ただし、協定上の措置の未履行を理由に、ただちに措置を講じることはありません。この措置を検討する場合であっても、医療機関等の事情を考慮し、事前に関係者との話し合いや医療審議会での意見聴取等を実施した上で慎重に判断します。

※ 医療措置協定は、平時の準備として「新型コロナウイルス」を想定して締結することとしており、想定と性状等が異なる場合（感染経路や致死率等）は、協定の変更等含めて柔軟に対応します。

### 都道府県知事の指示等(医療措置協定に基づく対応を行わない場合の法令上の規定)

- 都道府県知事は、公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、(略)措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを**勧告**することができる。
- 都道府県知事は、医療機関の管理者が、正当な理由がなく、(略) 勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な**指示**をすることができる。
- 都道府県知事は、(略) 指示をした場合において、これらの指示を受けた公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を**公表**することができる。  
(感染症法第三十六条の四)

協定締結候補機関リスト (R7.9.8時点)

管轄 (市・保健所)	医療機関名	郵便番号	医療機関所在地
広島市保健所	こうち内科胃腸科	733-0013	広島市西区横川新町13-22
広島市保健所	炭田内科・胃腸内科医院	733-0003	広島市西区三篠町三丁目5-20
広島市保健所	井上クリニック	731-5128	広島市佐伯区五日市中央2丁目8-35
広島市保健所	こめかみ内科・外科クリニック	733-0821	広島市西区庚午北2丁目22-4 高須サンフラワービル2階 201
広島市保健所	あさひ内科クリニック	734-0002	広島市南区西旭町7-21
広島市保健所	きむら内科クリニック	731-0112	広島市安佐南区東原1丁目1-2シーブリーズ東原七番館3F303
広島市保健所	あおぞら診療所	731-5128	広島市佐伯区五日市中央四丁目2番53-9号
広島市保健所	大崎クリニック	731-0153	広島市安佐南区安東二丁目10-2
広島市保健所	舟入横殿内科	730-0842	広島市中区舟入中町2-23 2F
福山市保健所	石井内科医院	720-0053	福山市大黒町 1番43号
福山市保健所	医療法人社団光風会東川耳鼻咽喉科医院	720-0805	福山市御門町 3丁目2-8
福山市保健所	ちょう外科医院	720-0815	福山市野上町 3丁目4-30
呉市保健所	よしうら診療所	737-0853	呉市吉浦中町一丁目9番12号
呉市保健所	岡村医院	737-0821	呉市三条三丁目2番5号
呉市保健所	三好内科胃腸科	737-0052	呉市東中央2-1-7
呉市保健所	菅田内科医院	737-0933	呉市焼山桜ヶ丘三丁目3-25
呉市保健所	村上内科胃腸科	737-0152	呉市仁方本町2丁目9-29
呉市保健所	田辺医院	737-0003	呉市阿賀中央3丁目5番6号
呉市保健所	渡辺小児科循環器科クリニック	737-0052	呉市東中央2丁目5番22号
呉市保健所	姫野内科医院	737-0052	呉市東中央4-5-25
西部保健所	シルククリニック	739-0613	大竹市本町一丁目5番6号
西部保健所広島支所	安芸高田市 川根診療所	739-1801	安芸高田市高宮町川根2438-1番地
西部保健所広島支所	北広島町八幡診療所	731-2552	山県郡北広島町西八幡原1453-13
西部保健所広島支所	北広島町豊平診療所	731-1222	山県郡北広島町阿坂4705番地
西部保健所広島支所	平原内科医院	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1210-1
西部保健所広島支所	医療法人社団 平岡医院	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1043番地
西部保健所広島支所	のりかわ眼科クリニック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1853-8
西部保健所広島支所	医療法人社団 細田小児科医院	735-0013	安芸郡府中町浜田1-1-28
西部保健所広島支所	天神川なかむら内科	735-0021	安芸郡府中町大須1丁目17-22
西部保健所広島支所	医療法人 津田産婦人科クリニック	736-0032	安芸郡海田町南幸町9-43
西部保健所広島支所	医療法人香和会 ちえ内科クリニック	736-0026	安芸郡海田町幸町8番14-3号
西部保健所広島支所	いのうえ内科	731-1515	山県郡北広島町壬生144-1
西部保健所広島支所	津田医院	731-0612	安芸高田市美土里町本郷1781-9
西部東保健所	射場医院	725-0231	豊田郡大崎上島町東野5481番地4号
西部東保健所	医療法人社団 田村医院	725-0403	豊田郡大崎上島町明石2700番地
西部東保健所	円山医院	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4322-3
西部東保健所	医療法人大和会 西条ときわクリニック	739-0025	東広島市西条中央5丁目4-1
西部東保健所	マイクリニック	739-0142	東広島市八本松東3丁目31-26
西部東保健所	医療法人 妙好会 ときや内科	725-0402	豊田郡大崎上島町沖浦1001
東部保健所福山支所	吉貫クリニック	720-1812	神石郡神石高原町油木乙6676-15
東部保健所	三原市医師会 休日夜間急患診療所	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1
東部保健所	広島県公立大学法人県立広島大学保健福祉学部附	723-0053	三原市学園町1-1
東部保健所	医療法人社団光羅会 藤原眼科	722-1112	世羅郡世羅町本郷1028
北部保健所	星田医院	729-4211	三次市吉舎町吉舎敷地 1497-1
北部保健所	三浦クリニック	729-4211	三次市吉舎町吉舎770
北部保健所	医療法人微風会 三次神経内科クリニック花の里	728-0013	三次市十日市東 4丁目3-10
北部保健所	医療法人 ひさゆき耳鼻咽喉科アレルギー科	728-0017	三次市南畑敷町 330-1